

青税連

1994.7.25

# ZENKOKU AOZOMEILEN

1年をふりかえって

全国青税・事務所見学会

103

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 辻 村 祥 造 編集人 広報部長 加 藤 弘

# No.103 CONTENTS 1994. 7

## ○ 1年をふりかえって

会長 辻 村 祥 造 ..... 3 ~ 5



## 全国青税・事務所見学会

### ○全国青税事務所見学会を終えて

研究部長 神 戸 秀 夫 ..... 6

### ○名南経営センター事務所見学に参加して

大 澤 一 男 (神奈川) ..... 7 ~ 8

○事務所見学会に参加して 加 藤 弘 (東 京) ..... 8

# 1年をふりかえって

会長 辻村祥造

## 1. 全国青税を担う

私たち現執行部の任期もあと残すところわずかとなった。私、そして前会長の益子良一氏と神奈川青年税理士クラブから2年続けて会長を出したわけであるが、この間に成果をあげ得たものも多くある一方で、また創設以来26年を迎えた当連盟の組織問題が連續した2年間でもあった。私たちが神奈川青年税理士クラブから全国青税の会長を出すことを考え始めたのは1991年頃である。

このころ、全国青税の名にふさわしいものとするため、神奈川からも会長を出せないだろうかという話があった。

当時、神奈川青年税理士クラブでは益子氏はじめ、私、大澤氏（現全青総務部長）、上原さん（旧姓森、前全青法対策部長）、木島さん（現全青経理部長）と、代表幹事経験者がそろって活躍しており、また1982年度に稻葉全青会長を出した経験もあることから、会長を出して全国青税を支えようということに意思が統一された。そしてこの2年間色々な問題があったが、多くの皆様のご協力を得て、なんとか全国青税の名に値する活動を行ったのではないかという気持ちとともに、ほかでは得られない数々の貴重な経験をさせて頂いたことに感謝している。そのさまざまな経験をふりかえりつつ、この1年を記してみたい。

## 2. ヨーロッパ視察について

全国青税は1991年にアメリカ・カナダ、そして翌1992年にはオーストラリアと税制視察団を派遣してきた。そして本年度は93年の10月2日よりヨーロッパ（イギリス、スウェーデン、フランス）視察を行った。イギリスのロンドンとスウェーデンのストックホルムとの間は飛行機で約2時間程度。日本でも国内を移動する程度の距離である。

しかし、私たちはこの2時間の距離のうちにとんでもない落差を味合うことになってしまった。

まず、ロンドンの法律事務所と税務署を訪問しレクチュアを受け、納税者権利憲章の制定が税

務行政に与えた影響などの話を聞き、さすがに手続が進んでいるなあと納得しつつこの地を後にし、ストックホルムへ向かったのである。

ご存知のように、スウェーデンは高福祉社会であるとともに、高負担の社会でもある。そして全国民の個人情報が10桁の統一個人コード番号（PINと呼ばれる）を付して、国家によって一元的に管理されている。そして説明によれば、個人の税務情報は公的情報であって、一般的に開示されるという。つまり、個人のサイフの中味を見せ合う方が民主的という考え方らしい。さらに驚くことに、これらの個人情報は、法律上許容されなければ一般の民間会社にも販売されるという。

「ん？」「個人のプライバシーはどこへいった？」

同行した石村耕治朝日大学教授が、「そういう状態をおかしいと思わないか」また「イギリス・アメリカ流のプライバシー感覚はないのか」と質問したところ、「スウェーデンにはスウェーデンの永い伝統がある」とのこと。

「全くこの国はなんだ？」

スウェーデンの国民感覚はわれわれのそれと相当に異なるようである。人口800万人強のこの小さな国の国民は、バイキングの伝統であろうか、強い連帯意識によって結ばれているようである。

また、国家に対しては、ほとんど絶対といつてもよいほどの信頼感を持っているようなのである。これだけの高い福祉を受けるためには、自分の情報を管理されても当然なのか？

わが国の納税者番号の行方が論議されている昨今、まことに色々なことを考えさせられてしまった国であった。

## 3. TCフォーラムについて

通称TCフォーラム、正式には「納税者権利憲章」をつくる会の準備会が発足したのは益子執行部当時の1993年の1月であった。広く学者、事業者団体、弁護士そして税理士が参加して、納税者の権利保護のために「納税者権利憲章」を策定しようとする新しい試みである。

本年4月23日の創立総会までの9回の準備会を開催してきたが、ここにこぎ着けるまで非常な難産であって、いま思い出しても頭が痛くなる。

問題の第一は「権利憲章」をまとめるについての基本的路線の敷き方にあった。

事業者団体を中心に、「権利憲章」は一般納税者そしてサラリーマンまでを含めた広い納税者運動の基本とするため、基本的な事項を簡明にまとめた“宣言”形式としてまとめるべきであるとの意見が一方にあった。

他方全国青税は、現在わが国の租税法の体系からして「税務行政手続法」の創設、または「国税通則法」の改正など、具体的に実際の法律として規定していかないと実質的に納税者の権利は救済されないという主張をおこなった。

この点について、入り口から相当な議論が交わされたのであるが、結果として「納税者権利憲章」は「納税者権利基本法要綱案」(納税者の基本的な権利を規定)と「税務行政手続法要綱案」(具体的な税務行政の手続きを規定)という二つの内容を一体としてまとめられることとなったのである。

そしてもうひとつの難関は「税務調査の立会」であった。

これは現在様々な納税者団体において、税務調査にその職員が立ち会い、実質上税理士法違反を犯しているのではないか、またそれを憲章において追認することになるのではないかという疑念が青税内部において強く持たれていたことによる。

しかし「立会い」の文言も持つ本来の意味は、「ことの成り行きを見守る」といった全く第三者的な行為をさすのである。そして憲章にこの規定を設ける意義は、行き過ぎた税務調査によって納税者の権利が侵害されることのないよう、また税務調査を密室のものとしないようにすることを理事会において説明をおこなった。

さらにはTCフォーラム準備会において、「立会い」という文言が「税務調査の立会い」そして「主張、陳述できる」と誤ってとられ易いことを指摘し、「立会い」の文言を「同席」に変えることにつき了承を得た。

以上の経緯をたどって、全国青税の理事会で承認を得たのであるが、このように本格的な他の団体との交渉は初めてであり、税理士として主張すべきものは主張すると同時に、また我々も納税者

の権利を守るという広い視点から物事の判断を行う必要を強く感じたのである。

#### 4. 日税連会館問題

本年4月21日午後、私たちは東京の赤坂東急ホテルの上階ロビーで待機していた。あと少しで日本税理士会連合会の理事会が開催されようとしている。

東京青税を中心に、近畿青税からも4名が参加して、傍聴申請者は35名に上った。前回の理事会において「日税連会館問題」をめぐり、傍聴申請の拒否、そして採決をめぐって東京会選出理事の退席があったため緊張感が漂っていた。しかし、前回の反省からか、幸い傍聴の申請に対して拒否ではなく、我々は全員が理事会を傍聴した。

会の冒頭、平田日税連会長は次のような趣旨の挨拶をおこなっている。

「税理士業務には高い公共性がある。そしてその税理士を監督する日税連には極めて高い公共性がある。この高い公共性に見合う税理士会の社会的地位を向上させる必要性があるのであり、そのためには自前の税理士会館による外部への偉容の誇示が不可欠である。」

「会館は会員のためという考え方もあるが、私は税理士会の偉容を誇示し、全国6万人の税理士のシンボルとして、税理士会のセンター機能の強化として、そして会員の結束と業界の発展を象徴するものとして会館を取得しようとしている。」

というものである。

そこにはモノの姿で税理士会の力を誇示しようとする姿勢が、あまりに露骨に現れてはいないだろうか。

さらに百歩譲って、会館に対する考え方が各人様々であったとしても、ことは一般的の会員に新たな負担を求めるのである。

問題の性質からして、その取得の具体的目的、設計図、利用方法そして資金の調達方法等が明らかにされるべきであり、その上で各税理士会に諮問が出され、一般会員の総意として判断を下すという手続が不可欠であると考えるのである。

この点において、平田日税連会長のリーダーシップは、あまりに手続を無視したものと考える。

そしてこのような日税連の業務執行を可能としている原因は、ご存知のように14の単位税理士会

会長のみを会員としている現在の日税連の機構にある。

しかしながら現在の日税連の機構でも、より一般会員に近いかたちで業務の方式を改善することは可能であり、例えば同じ連合会機構でありながら、日本司法書士会連合会の総会は代議員制を探っているそうである。その総会は聞くところによれば午後の1時頃より8時頃まで及ぶとのこと。これはひとえに代議員制を探ることによって、多くの会員が直接会務の執行について意見を述べる機会を与えられていることによるのであり、またその発言を聞こうとする会自体の執行姿勢によるのであろう。

けつして現状が全てと思いこんではならない。今の日税連の機構においても改革はできるのである。

## 5. 組織問題について

この2年間執行部を悩ましたのが組織問題であった。今まで同じ青税としてまがりなりにも活動してきた仲間が袂を分かってゆく。時代が変わったのか、若い税理士の気質が変わってしまったのか、それともわれわれの活動に問題があるのかと悩み続けた日々であった。そしてこの組織について問題点を私なりに整理するのに、かなり時間を費やしてしまった。

全国青税は1967年に東京、大阪そして名古屋の青税が中心となって結成された。その創立意図は各地域において孤立していくは届かない「税理士制度及びこれをとりまく諸制度」の改革に対する青年税理士の声を、税理士会中央に届けるために組織的な力が必要とされたのである。当時は若手税理士の声は黙殺されることが多かった。全国青税は当初、税理士業界の業界団体としての性格が非常に大きかったのである。

しかしその後全国青税は「納税者の権利を護る」という視点から「税務行政の適正手続」「付加価値税」そして「納税者番号制度」等々、その研究と活動の範囲を広げ、海外視察も実施するようになってきた。

一方、この間、一部地域青税においては、むしろ研修そして親睦中心の会務運営を行い、制度的問題は税理士会に任せるという姿勢が優勢になっている。

また、会員制度のあり方によっては、先輩会員が青税を創設し活動してきた歴史なり考え方が継承されずに、青税の意識の断絶が起きてしまった側面も、今回の問題の重要な原因となっているようを感じられる。

さらに昨年は若手税理士が、色々な問題に対して議論を交わすことが目立つて少なくなってきたといわれる。「何故?」「どうしたら?」という疑問を仲間と話し合うことが青税活動の力の源泉なのである。だから自分の周囲にのみ関心を寄せやすいという若者の意識も、大きな社会的風潮の流れのなかで、青税活動に大きな影響を与えているのだろう。

このような状況のなかで、私を含め執行部が基本的に堅持しなければならないと考えたのは、全国青税の創られた意図と、その歴史であった。

時代の流れのなかで多少翻弄されようとも、全国青税のこの原点を踏まえた上でわれわれの活動を行ってゆかなければならぬと思う。

しかし同時に、今後われわれが組織運営の上で早急に検討しなければならることは、全国青税と、地域青税、そして個人会員との距離をいかに縮めていくかという方策である。

ともすれば先駆的に活動をおこなうなかで、全国組織としての運営面に対する努力と工夫が不足していた。今後地域青税、そして個人会員が積極的に参加できる全青活動をいかに作り上げてゆくかを早急に検討し、結論を出してゆかなければならぬだろう。

## 6. さいごに

1年間を走り、全国青税というバトンを次の執行部に手渡すまであと少しである。

いま青税という大きな、途切れることのない流れの一端をになえたことに対する喜びと、それを支えてくれた執行部を始め、各地の仲間に深い感謝を感じている。

そして1年をふりかえり、全国青税の会長という職務が私に与えてくれたもの大きさに、満足感と充実感を覚えている。

これからは一青税会員にもどるが、今後の皆様のご活躍をお祈りしたい。

一年間ありがとうございました。

# 全国青税事務所見学会

## 全国青税事務所見学会を終えて

研究部長 神 戸 秀 夫

平成6年6月4日(土)、全国青税主催の事務所見学会を名古屋にて開催しました。昨年の近畿での見学会に引き続き、本年は名古屋開催で20名の参加で盛り上りました。

午前中は、名古屋青税の現役会員である各務剛史先生の事務所へ、昼食会をはさんで午後は、名古屋随一の大事務所であります佐藤澄男先生の事務所へおじやまして、それぞれの特徴を十二分にお教えいただき、有意義な事務所見学会だったと思います。以下、順を追ってご紹介させていただきます。

各務先生は、昭和34年生まれ、名青税の前総務部長で、勿論実務でも第一線で活躍されてみえます若きホープです。南区汐田町に事務所があり、職員数約40名と規模も大きく、先生で三代目ということですが、二代目の大先生もまだ現役で活躍中という、まさに事業継承もうまくいっている典型的な事務所です。

事務所のいたるところに趣味と実益を兼ねた絵画や置き物などの品々が飾られ、事務所の雰囲気をなごませてくれます。関与先の多さもさることながら、それらの中でグループ化されて指導されるとか、事務所と関与先とは「運命共同体」であるという信念で、事務所の機動力を生かして迅速且つ親切な応待をしておられる、理想とすべき事務所の様に思いました。

昼食会でも、先生といっしょに食事をしましたが、従業員の初任給や退職金制度、経営方針など、かなり具体的な数字もお聞きできて大変参考になりました。

佐藤先生は、昭和7年生まれ、名古屋市熱田区の神宮前に3つのビルを持っておられます。スタッフ数185名と規模の大きさでもさることながら、3つのビルをレーザーでつなぎ、社内LANを構築し、パソコン通信による社内報・連・相システム、電子メールを稼働して、全スタッフが1人1台のパソコンを持って行動する、最新式の近代事

務所です。

総合受付にはじまり、MAS事業部、人事MAS事業部、事業開発本部、税務会計部門(医業部門を含む)、資産運用部門、国際税務部門、法務行政部門、リスクマネジメント部門、OA管理部門、労務部門、センター管理部門という、多くの部門を統率管理しておられます。

業務多忙の中、先生には昭和41年事務所開設以来の流れ及び経営方針等を解説いただき、そのあと実際に各ビル、各フロアの現場を見せていただきました。中には、通常部外者は出入りできない部屋も特別に入室させていただくなどの配慮もしていただき、かなり詳細にコメントいただきましたことは大変有用でありました。

特に驚かされたことは、各フロアがほとんどコンピューター又は最新の事務機器でいっぱいであるということです。機械の台数もさることながら、その機械を使いこなせる体制を作り、管理運営していく、そのノウハウには、ただただ舌をまくばかりです。

さらにその上、事務所独自で開発したパソコンソフトを会員及び顧問先に販売・指導してみえるということです。大規模事務所の特性を生かして、職員の要望、関与先の要望を隅々まで取り入れ、独自に開発したソフトこそ最も実務に便利なものであるということを実証しておられる、まさに夢の会計事務所であると思います。

紙面の都合上、ほんの概略しかお伝えできませんでしたが、今回の二事務所は、名古屋の誇れる近代的な事務所でしたので、参加された先生は、きっと満喫していただけたと思います。

最後になりましたが、ご多忙中快く事務所見学をさせていただきました佐藤先生・各務先生には紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

全国青税の会員の皆様も、次回またこういう企画がございましたら、是非ご参加いただいて、業務その他の糧としていただけたらと思います。

# 名南経営センター事務所 見学会に参加して

大澤一男(神奈川)

6月4日名古屋の日本有数の巨大事務所名南経営を見学させていただきました。

まず、3つの自社ビルの内の1つの最上階の研修室で名南経営センターグループ代表佐藤澄男先生の講演を聞くこととなりました。

佐藤先生は年齢62歳ということですが、非常に身体が大きく、巧みな話術と年齢を感じさせないソフトな対応が印象的でした。

既に、3つの離れたビルを、レーザーでつなぎ、社内LANを構築済みということでしたが、これはビルの立地に問題があったからだろうと思うのですが、離れたビルをレーザーで結んでしまおうという発想は簡単ですが、実行に移すのはかなり難しいと思います。二千万円程の設備投資をして、業務効率の改善を進めてしまう佐藤先生の意欲を感じました。

また社内文書・連絡・日報は全て「電子メール」で行い、ペーパーレス化していることには、先見性を感じました。電子メール化するにあたり、パソコンを使いこなせない職員もいるのかと思ったのですが、所長以外全員が使いこなせるそうで、そのことが現在のシステムがスムーズに働いている原点だと思いました。

さらに、ハードを使いこなすだけでなく、ソフトも本当に税理士事務所が使いやすい物を自ら作ってしまうというのも、コンピューターに対する意欲であると思いました。

佐藤先生の講演が終わり、最上階から階下へと



事務所の中を見学させてもらいました。

フロアごとに各セクションが分かれていて、各机にはノートパソコンが一台ずつおいてあり、部屋の隅には、よくテレビで目にする大型コンピューターの磁気テープが音をたてて回っていました。その印象を一言でたとえると、音を立てないで動く工場のようです。そのなかで土曜日に一人社員の方が出社していましたが、佐藤先生は気軽に「さくろうさん」と声を掛けていたのが、きどらない佐藤先生の人柄だと思いました。

場所を別の税理士事務所ビルへと移動し、まず二階を見学しました。二階は応接室のみで、三階から上は一種の工場であり、来客はすべてこの二階で対応するということでした。二階のエレベーターを降りると内線電話がおいてあり、そこで顧問先等来客は自分の担当者を呼んで二階で全て打ち合わせは済ませるという形態をとっているそうです。応接室は全部で五部屋ほどあり、病院の診察室が並んでいるような印象でした。

次に実際の職場へと移動し、ここは比較的自分にもなじみの深い、普段見る税理士事務所とほぼ同じでした。三階から上では顧客の対応はしない前提だそうで、職員の机の上は多少雑然としていました。やはり各自ノートパソコンを所有しており、業務の効率化がうかがえました。

棚には社内便の封筒がおいてあり、少し歩けば相手の手に渡る自分の事務所との規模の違いをここでも感じさせられました。

税理士事務所見学会の終わりの挨拶の時に、佐



藤先生はこうおっしゃった。「上は見ない方がいいですよ。」と。それは「税理士事務所は大企業とは違う。利益ばかり追求してはいけない。」という意味でおっしゃったのだと思います。上を見たらきりがないと解釈した自分を恥ずかしく思いました。

最後に、今回名古屋の巨大事務所といわれる事務所を二ヶ所見学したわけですが、明日から自分の事務所でも即参考になるというわけではありませんでしたが、所長の考え方、事務所の存在する位置、組織の問題、人事の問題、管理の問題等その方向性は非常に参考になりました。

## 各務事務所を見学して

加 藤 弘（東京）

事務所見学会は昨年に続き2回目の参加です。

事前に、各務、佐藤両先生の事務所は、巨大事務所と聞いていたので、昨年お世話になった近畿の先生方の事務所を想像していました。

確かに、午前中訪問した各務事務所は、4階建ての自社ビル、多くの関与先、職員を抱えている。その意味では、いわゆる巨大事務所でしょうが、その内容、スタイルは非常にオーソドックスで、想像していたものとは異なっていた。

建物に入ると、調度品、美術品、工芸品等が所狭しと並べられている。各務先生のお話を聞きした最上階には、絵画、壺、銅版等が並べられている。若い頃は、本職だったそうです。

各務先生は、昨年事務所を引き継がれたばかりの三代目で、昭和34年生まれとか、後で年齢をお聞きして驚いた。執務室でお話をする落着かれた、自身に満ちた姿からは想像もつかない。

三代続いた事務所の伝統の重みといったものを感じないではいられなかった。

二代目の大先生もお元気で、現役で御活躍中のことであった。

各務先生は、多くの関与先を抱えているにもか



かわらず、調査にはできるだけご自身が立ち合うようにしているそうで、そのため、日に何件も重なることが多いとのことでした。

最近は、忙しくてできないそうですが、以前は、新規の関与先で業務内容、業態がよくわからない場合は、実際に関与先で働いたそうです。

その他、「事務所の繁栄は、関与先の繁栄をもって」ということを実践されているお話をうかがい啓発させられること大であった。

また、業務は分業制（たとえば、コンピューターの入力だけといった）は採らず、補助的な職員にもできるだけ完結した仕事をさせ、モラールの向上に努めているそうです。

さらに、事務所職員の研修には力を入れ、積極的に各種資格をとらせるようにしているそうで、多くの合格証書が壁一面にかけられていました。

各務事務所を訪問して、その関与先、職員に対する姿勢、税理士像等、多くの成果を得ることができた。

お休みにもかかわらず、事務所を見学させていただき、ありがとうございました。

